

令和8年5月28日

令和8年度  
主要事務事業

(子ども・若者施策推進特別委員会)

## 令和8年度 主要事務事業(主要課題「子ども・若者・子育て施策の総合的な取組み」)

### 子ども・若者・子育て施策の総合的な取組み(子ども・若者部、世田谷保健所、児童相談所、保健福祉政策部)

令和7年3月に定めた「子ども・若者総合計画(第3期)」に掲げる7つの政策の柱に基づき、妊娠期から乳幼児期、学童期、思春期、若者期まで切れ目なく総合的な施策展開を図る。

一つ目の柱は、「子ども・若者の意見表明と参加・参画を進め、子どもの権利が保障されるまち(地域)を実現します」とし、子ども・若者が、様々な人々や地域・社会に関わっている、と実感できるまちを実現する。

二つ目の柱は、「乳幼児期の支援を通じて、子どもの育ちの土台づくりと、健やかな成長を支えます」とし、子どもの健やかな成長と自己肯定感の向上に向けた取組みを継続することで、生涯にわたるウェルビーイングの実現を図る。

三つ目の柱は、「子どもが、安心を土台に、ポジティブな体験や挑戦を重ねながら、のびのびと遊び、育つことができる環境をつくりまします」とし、子どもが、その時々ニーズに応じた居場所を持ちながら、心も身体ものびやかに成長でき、安心して暮らしている、そして、やりたいことを楽しみ、のびのびと遊び、くつろぐことができている、と実感できる地域社会を実現する。

四つ目の柱は、「若者が、地域での様々な活動や交流、支援を通じて、主体的、継続的に活躍できる環境をつくりまします」とし、すべての若者が様々な活動や交流に参加・参画し、大人を含めた多様な人々とつながり、自分のことを理解してくれる、応援してくれていると実感できる地域の中で、社会の真ん中にいるという実感を持ち、いきいきと力を発揮できる環境を実現する。

五つ目の柱は、「子ども・若者が、障害や特性等の有無、生まれや育ちの環境等に関わらず、安心して育つことができる地域をつくりまします」とし、子ども・若者一人ひとりが、性別、LGBTQ等の性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害や特性等の有無、家庭の経済状況等 生まれや育ちの環境で選択肢が制約されず、多様性が認められ、本来持っている力が発揮でき、ウェルビーイングな状態にあることを実現する。

六つ目の柱は、「人や支援につながりながら、地域で心地よく子育てができるよう、家庭に寄り添い、妊娠期から切れ目なく支えます」とし、子どもとその保護者のウェルビーイングを実現し、地域の中で人々とつながりながら、心地よく暮らすことができる地域社会を実現する。

七つ目の柱は、「子どもの命と権利を守るセーフティネットの整備により、地域で安心して暮らすことができる環境をつくりまします」とし、子どもの命と権利を守るセーフティネットが整備された地域のつながりの中で、子どもの権利が保障され、心身ともに安全・安心して暮らすことができる地域社会を実現する。

また、本計画に内包する「子どもの貧困対策計画」に基づき、子どもの現在や将来がその生まれ育った環境に左右されず、貧困の連鎖を断ち切ると同時に、新たな貧困の連鎖を生まないために、子どもや保護者への支援の充実とあわせて、当事者の視点に立った情報提供の推進、アウトリーチやプッシュ型による支援体制や多機関が連携した支援体制の強化により支援につながる仕組みの強化を図る。

このほか、令和7年3月に定めた「社会的養育推進計画(中間見直し)」に掲げる基本的な考え方に基づき、子どもの最善の利益の実現に向け、「家庭養育優先原則」と「パーマネンシー保障の理念」に基づき、支援が必要な子どもと子育て家庭を支える環境の充実を図る。

## 1. 乳幼児期の子どもの育ちの土台づくりと成長の支援

### (1) 保育待機児童対策

保育の需要に対応した保育施設の定員確保を更に進めるため、保育施設の新規整備を進めるとともに、既存保育施設の定員確保の取組みの充実を図る。

### (2) 一時預かり事業等の利用料の無償化【新規】

東京都や国の保育料無償化の対象とならない、一時預かり事業等の利用料を区独自で無償化し、保育施設に在籍していない在宅子育て家庭等の経済的負担の軽減を一層図るとともに、地域の多様な支援につながりながら子育てができる環境を充実させる。

### (3) こども誰でも通園制度の実施【新規】

実施施設の意見を聞きながら、事業を通じた子どもの育ちの支援や保護者支援の観点等、事業の好事例なども共有しつつ、更なる参入促進のための必要な改善に取り組む。

## 2. 子どもの意見表明・参加・参画と成長・活動の支援

### (1) 子どもの権利委員会

日常的に子どもが過ごす場や施設、施策および事業等において、子どもの権利をまもるため、子どもの権利委員会が権利保障の視点に立った調査・評価・検証を行う。第1期の調査テーマ「子どもの意見や思いの表明について」について、令和9年6月の提言に向けた検討を進めていく。

### (2) ユースカウンスル事業の実施

子ども・若者が提起した課題や、区が提起した課題について、子ども・若者自らが議論を行い、区へ提言する。昨年度から検討を開始した各プロジェクトについての提言や報告を令和8年8月に実施する。

### (3) 民設民営の放課後児童クラブの整備・充実

令和6年4月より民設民営放課後児童クラブを5施設、令和7年度には6施設、令和8年4月には新たに2施設を開所し、現在13施設で運営が行われている。また、令和6年度に策定した民設民営放課後児童クラブの新たな整備計画に基づき施設整備を進めているが、賃料や物価の高騰等により、整備が想定どおりに進まない状況にあることから、マッチングの仕組みなども活用しながら、施設整備の推進に注力し、新BOPの規模の適正化を図る。

## 3. 若者が力を発揮できる環境づくり

### (1) (仮称)世田谷地域青少年交流センター開設準備【新規】

令和10年3月に三軒茶屋駅至近のSTKハイツに青少年交流センターを開設する。若者と地域・社会をつなぐ取り組みや近接する関係機関との連携強化を通じ、若者自身が社会の真ん中にいると実感できる拠点とすることを目指し、若者の声を反映した開設準備を行う。

### (2) 青少年交流センターの運営の充実とユースコーディネーターの配置

青少年交流センターの各種プログラムを充実させるとともに、悩みや課題を抱える若者や地域活動に参加・参画したい若者を適切な居場所や支援につなぐため、令和8年度からは3センター全てにユースコーディネーターを配置し、更なるネットワークの強

化を図る。

#### 4. 妊娠期からの切れ目のない子育て支援

##### (1) 5歳児健康診査の実施【新規】

幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的に、令和8年度より、5歳児健康診査を実施する。方法は、保護者アンケート調査による健診（一段階目）と、調査により支援の必要性が高いと判断した子どもを対象とした集団健診（二段階目）の二段階方式とする。健診の円滑・着実な実施に加え、アンケート内容や集団健診対象基準及び地域のフォローアップ体制について、引き続き、両地区医師会・小児科医会や関係所管と実施結果を踏まえた検証を継続的に行い、健診の改善・充実に向けた検討を進める。

##### (2) 産婦健康診査の実施【新規】

母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態を把握するとともに、産後うつや新生児への虐待防止に活かすため、令和8年10月より都内共通受診方式により産婦健康診査を実施する。なお、令和6年度から実施している1か月児健康診査についても令和8年10月より都内共通受診票方式により実施する。

##### (3) ほっとステイの実施及び拡充

保護者がリフレッシュできるよう、時間単位で理由を問わず利用可能な一時預かりである「ほっとステイ」を実施する。また、在宅子育て家庭等への支援の取組みを強化するため、おでかけひろば活用型のほっとステイを拡充する。

##### (4) ファミリー・サポート・センター事業の充実

会員目線から利便性を高める検討を行う。また、新たな担い手確保のため、区による謝礼金の上乗せ等により援助会員の参加意欲を高める取組みを行うとともに、経済的負担の軽減等の観点から謝礼金体系等を変更し、子育ての相互援助活動を促進させることで事業の活性化を図る。

#### 5. 支援が必要な子ども・若者・子育て家庭のサポート

##### (1) 一時保護所分園の整備【新規】

区一時保護所における近年の保護児童数の増加による定員超過や、個室が確保できないことによる子どものプライバシー確保等の課題解消を図る緊急的な対応として、一時保護所の分園を令和10年3月の開設に向けて整備を進める。

##### (2) せたがや若者フェアスタート事業の見直し

児童養護施設や里親等のもとを巣立つ若者などの社会的自立を支援するため、せたがや若者フェアスタート事業（給付型奨学金、資格等取得支援、家賃支援、医療費支援）に取り組むとともに、せたがや若者フェアスタート事業（給付型奨学金、資格等取得支援、家賃支援、医療費支援）による伴走型支援の充実を図る。あわせて、児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金のさらなる活用拡大も視野に、検討会を立ち上げ、逆境的体験があり困難な状況にある若者の課題とニーズを把握し、必要な支援の検討を行う。

##### (3) 悩みや困難を抱える若年女性への居場所補助事業の実施

高校生世代から24歳以下の悩みや困難を抱える若年女性が気軽に立ち寄り、安心して過ごせる「居場所」を創出し、日頃の悩みや女性に特化した悩みの相談対応等を行うことで、若年女性支援の充実を図ることを目的に、世田谷区地域保健福祉等推進基金を活用した補助事業として、令和7年度に公募型プロポーザルにより選定した事業者の運営による若年女性の居場所「ゆうカフェ」のモデル実施（令和7～8年度予定）を継続する。また、令和9年度以降の本格実施に向けて、本事業の評価検証を行う。

## 6. 保健福祉分野と教育分野が連携した子ども・若者への支援

### (1) 要保護児童支援協議会の枠組みを活用した関係機関との連携

学校をはじめとする関係機関と連携しながら、虐待を受けている子ども等に対し適切な支援を行っていくことに加え、支援対象児童等の早期発見や予防的取組みを推進する。また、要保護児童支援協議会の参加機関向けに児童虐待防止対策に関する研修会を実施することにより、関係機関の児童虐待対応にかかる資質の向上を図るとともに、各機関の日常的に顔の見える関係を構築する。

### (2) 地区の子どもの見守り等のネットワーク強化に向けた取組み

新BOP学童クラブの運営や児童館地域懇談会等を通じて、学校等と相互に課題を抱える子どもの情報を共有し、必要な支援につなげる等、日常的に子どもを見守り支えるネットワークを強化する。

### (3) 教育委員会・児童相談所との連携

保健福祉分野と教育分野がこれまで以上に連携していくため、定期的な会議（エデュケア会議）を開催し、意見交換を行う。また、各々の役割を理解し、連携協力を推進するため、教育委員会と子ども家庭支援センター、児童相談所が協力して幼稚園長・小中学校長合同研修会等を実施する。

## 7. 子ども・若者の成長を支える地域社会づくり

### (1) 子ども・若者基金の活用

子どもの育ちを見守り支える気運と寄附文化の醸成、啓発を図り、持続可能な仕組みとするとともに、子ども・若者基金の有効な活用策の充実を図る。

### (2) ベビーシッター利用支援事業の実施【新規】

保護者が子育ての選択肢の1つとして、ベビーシッター事業の利用を選択しやすい環境を整備することを目的に、自宅等での預かりに対する安全確保策（見守り機器の購入費用等への補助、希望に応じた利用者宅でのシッティングへの区職員の立ち会い等）を講じた上で補助事業を実施する。

○ 子ども・子育て・若者施策の総合的な取組み				
頁	区分	事務事業名[実施計画事業番号]	予算額(千円)	担当所管課
7		1 乳幼児期の子どもの育ちの土台づくりと成長の支援	51,104,953	保育課、子ども・若者支援課、乳幼児教育・保育支援課、保育認定・調整課、児童課
15		2 子どもの意見表明・参加・参画と成長・活動の支援	3,328,467	児童課、子ども・若者支援課、保育課、児童相談支援課、健康推進課、健康づくり課
23		3 若者が力を発揮できる環境づくり	54,746	子ども・若者支援課、生活福祉課
25		4 妊娠期からの切れ目のない子育て支援	1,272,711	子ども家庭課、健康推進課、子ども家庭支援課、健康づくり課、保育課、児童相談支援課、児童課、障害保健福祉課、乳幼児教育・保育支援課、保育認定・調整課
30		5 支援が必要な子ども・若者・子育て家庭のサポート	3,527,472	児童相談支援課、子ども家庭課、児童課、保育課、乳幼児教育・保育支援課、生活福祉課、教育指導課、教育相談課、子ども家庭支援課、子ども・若者支援課、保育認定・調整課、地域学校連携課、生涯学習課、住宅課、居住支援課、健康づくり課、健康推進課、生活支援課、工業・ものづくり・雇用促進課、学務課
38		6 保健福祉分野と教育分野が連携した子ども・若者への支援	128,716	児童課、児童相談支援課、子ども家庭課、子ども・若者支援課、生活福祉課、健康推進課、学校健康推進課、教育指導課、児童相談所、子ども家庭支援課
39		7 子ども・若者の成長を支える地域社会づくり	31,872,528	児童課、子ども家庭課、乳幼児教育・保育支援課、保育課、子ども・若者支援課、保育認定・調整課、児童相談支援課、地域振興課、健康推進課

# 令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

子ども・若者部 教育総合センター

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	<p>1 乳幼児期の子どもの育ちの土台づくりと成長の支援 (保育課) (子ども・若者支援課) (乳幼児教育・保育支援課) (保育認定・調整課) (児童課)</p> <p>次頁へ続く</p>	<p>(1) ①子どもの育ちを支えるための教育・保育施設の定員確保 ・<u>保育待機児童対策</u> 保育の需要に対応した保育施設の定員確保を更に進めるため、保育施設の新規整備を進めるとともに、既存保育施設の定員確保の取組みの充実を図る。 ＜新規保育施設の整備（予定）＞ 令和9年4月開設の私立認可保育園 10施設（1歳児100人以上） 令和10年4月開設の私立認可保育園 10施設（1歳児100人以上） 令和8年4月の保育待機児童166人</p> <p>・<u>私立幼稚園等の教育環境の充実</u> 教育環境の充実、向上及び経営の健全化に関する事業に対して補助し、運営支援を行う。</p> <p>・<u>区立幼稚園集約化等計画に基づく取組みの推進</u> 「区立幼稚園集約化等計画」（R4.8）、「同計画の一部見直し（R7.7）」に基づき、区立幼稚園の段階的な集約化に向けて準備を進めるとともに、保護者等のニーズの多様化に対応するため、3年保育の導入、長期休業期間中の預かり保育の実施、預かり保育の時間延長、要配慮児・医療的ケア児の対応強化等、区立幼稚園等の機能充実に向けた調整や保護者等への説明を進める。 また、各地域における幼児教育施設の状況などを踏まえ、必要に応じて計画の見直し等を行う。 ア 区立桜丘幼稚園と区立松丘幼稚園の集約化及び移転に向けた調整を行う。 イ 区立中町幼稚園と区立三島幼稚園の集約化及び移転に向けた調整を行う。 ウ 区立多聞幼稚園における3年保育の発展に向けた取組みを行</p>	<p>千円 51,104,953</p>

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	<p>前頁から続く</p> <p>1 乳幼児期の子どもの育ちの土台づくりと成長の支援</p> <p>次頁へ続く</p>	<p>う。</p> <p>エ 区立砧幼稚園の認定こども園化（砧小学校との複合施設化に伴う改築）に係る仮設園舎への移転及び諸調整を行う。</p> <p>オ 区立給田幼稚園の改築に向けた整備方針及び基本構想の策定を行う。</p> <p>カ 区立八幡山幼稚園の今後の方針に関わる調整や検討を行う。</p> <p>・定期利用保育の実施 入園が待機となった1～3歳児を対象に定期利用保育を実施する。（令和8年4月現在、区立15園、私立21園）</p> <p>・区立保育園の再整備 区立保育園の再整備計画に基づき、在宅子育て家庭を含めた子育て支援の充実や保育の質、子育て機能の向上等に取り組みながら、引き続き、区立保育園の再整備を効率的かつ効果的に進めていく。再整備によって生じる区立保育園跡地については、今後の保育需要の状況等を見極めながら、子ども・子育て施策での活用を検討する。 【今後の主な再整備について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区立松丘幼稚園跡地に西弦巻保育園・弦巻保育園を移転・統合し、障害児通所施設を複合化する（仮称）弦巻統合保育園等の実施設計を進める。</li> <li>・南大蔵保育園を改築し、大蔵保育園・南大蔵保育園を統合する（仮称）南大蔵統合保育園の基本設計を進める。</li> <li>・奥沢保育園を改築し、奥沢保育園・南奥沢保育園を統合する（仮称）奥沢統合保育園の基本構想の策定を進める。</li> <li>・都営住宅の建替えに伴い、近隣に移転改築する南八幡山保育園の基本構想の策定を進める。</li> <li>・砧中学校との複合化により移転改築する喜多見保育園の基本構想</li> </ul>	

# 令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

子ども・若者部 教育総合センター

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算																					
	<p>前頁から続く</p> <p>1 乳幼児期の子どもの育ちの土台づくりと成長の支援</p> <p>次頁へ続く</p>	<p>の策定を進める。</p> <p>(1) ②子どもの育ちを支えるための多様な保育の充実</p> <p>・一時預かり事業等の利用料の無償化【新規】 東京都や国の保育料無償化の対象とならない、一時預かり事業等の利用料を区独自で無償化し、保育施設に在籍していない在宅子育て家庭等の経済的負担の軽減を一層図るとともに、地域の多様な支援につながりながら子育てができる環境を充実させる。</p> <p>・保育施設等における一時預かりの拡充 保育施設等での一時預かりを充実し、需要量見込みに対応した提供体制を確保する。</p> <p>・多様な保育の実施 子どもの育ちを支えるため、延長保育、休日保育、年末保育、病児・病後児保育等の多様な保育を実施する。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>延長保育</td> <td>区立保育園</td> <td>45園</td> </tr> <tr> <td></td> <td>私立保育園</td> <td>211園</td> </tr> <tr> <td></td> <td>認定こども園</td> <td>5園</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域型保育事業</td> <td>25園</td> </tr> <tr> <td>休日保育</td> <td>私立保育園</td> <td>6園</td> </tr> <tr> <td>年末保育</td> <td>私立保育園</td> <td>5園</td> </tr> <tr> <td>病児・病後児保育</td> <td></td> <td>11施設</td> </tr> </table> <p>・私立幼稚園等における預かり保育の充実 幼稚園等を希望し、かつ保育の必要性がある家庭のニーズに対応できるよう、幼稚園等に対する補助の拡充など、預かり保育の充実を図る。</p>	延長保育	区立保育園	45園		私立保育園	211園		認定こども園	5園		地域型保育事業	25園	休日保育	私立保育園	6園	年末保育	私立保育園	5園	病児・病後児保育		11施設	
延長保育	区立保育園	45園																						
	私立保育園	211園																						
	認定こども園	5園																						
	地域型保育事業	25園																						
休日保育	私立保育園	6園																						
年末保育	私立保育園	5園																						
病児・病後児保育		11施設																						

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	<p>前頁から続く</p> <p>1 乳幼児期の子どもの育ちの土台づくりと成長の支援</p> <p>次頁へ続く</p>	<p>・ <u>区立幼稚園における3年保育の実施や預かり保育の拡充</u> 区立幼稚園集約化等計画に基づき、3年保育や長期休業期間中の預かり保育の実施、時間延長等の充実に取り組む。</p> <p>・ <u>こども誰でも通園制度の実施【新規】</u> 実施施設の意見を聞きながら、事業を通じた子どもの育ちの支援や保護者支援の観点等、事業の好事例なども共有しつつ、更なる参入促進のための必要な改善に取り組む。 認可施設数（令和8年4月時点） 私立保育園等 一般型16施設、余裕活用型40施設 認証保育所 一般型13施設</p> <p><a href="#">※令和8年度当初予算概要 No.1</a> <a href="#">※世田谷区実施計画推進状況（令和8年3月）施策2-1</a></p> <p>（1）③区立保育園における子どもの育ちのセーフティネットの支援</p> <p>・ <u>区立保育園での在宅子育て支援の充実</u> 地域の子育て支援の拠点（プチひろば）として、子育て相談・子育て支援事業に取り組む。</p> <p>・ <u>区立保育園のセーフティネットの強化</u> 災害等により他の保育施設で保育が困難になった場合や不測の事態の際に、区立保育園による支援対策が維持できるよう災害対策等セーフティネットの強化に取り組む。 子育てに困難を抱える家庭への支援のため緊急保育を実施する。</p> <p>・ <u>風水害時における保育所等の対応</u> 風水害時における臨時休園等の対応方針に基づき、応急保育や代替</p>	

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	<p>前頁から続く</p> <p>1 乳幼児期の子どもの育ちの土台づくりと成長の支援</p> <p>次頁へ続く</p>	<p>保育を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>区立保育園での業務改善の推進</u>                      新たな行政経営への移行実現プラン「区立保育園での業務改善の推進」の取組みを継続し、ICT環境の更なる活用を図るなど、区立保育園の更なる業務改善を進める。  <a href="#">※新たな行政経営への移行実現プラン（令和8年3月）項目5-1</a></li> <li>(2) ①教育・保育の質を守る取組みの推進                      ・ <u>「世田谷区保育の質ガイドライン」に基づく取組み</u>                      「世田谷区保育の質ガイドライン」をもとに、子どもの権利を中心とした保育を実践するため、研修や動画配信、保育ネット等を活用した情報発信を継続的に実施し、保育者同士が学び合う機会の充実を図り、保育の質の向上に取り組む。</li> <li>・ <u>保育サポート訪問の実施</u>                      「世田谷区保育の質ガイドライン」をもとに、「子どもの権利」「子どもの意見を聴く」「当事者主体の支援」を念頭に置き、保育士・看護師・栄養士・事務職員がチーム一丸となり、気づきの感度をあげて引き続き各教育・保育施設の状況に合わせた保育サポート訪問を実施する。</li> <li>・ <u>年度1回以上の指導検査の実施</u>                      児童福祉法等に基づき、認可保育施設・認可外保育施設を問わず、年度に1回以上の指導検査（立入調査）を実施し、各施設に対する助言・指導等を通じて、保育の質の向上を図る。</li> <li>・ <u>認可外保育施設の午睡時間帯の抜き打ち点検</u></li> </ul>	

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	<p>前頁から続く</p> <p>1 乳幼児期の子どもの育ちの土台づくりと成長の支援</p> <p>次頁へ続く</p>	<p>令和5年度の認可外保育施設重大事故を踏まえ、事前予告なしに認可外保育施設を訪問し、午睡時間帯の保育環境や保育内容等を点検するとともに、必要な助言・指導等により、重大事故発生のリスク低減を図る。</p> <p>・<u>地域の保育施設間のネットワークの強化</u> 地域の保育関係者のネットワークへの支援を行うとともに、未参加の教育・保育施設の参加の働きかけを行う。また、地域を超えた様々な交流を通じて、互いに支えあえる関係の構築に努める。</p> <p>・<u>「世田谷区教育・保育実践コンパス」の共有化</u> 「世田谷区教育・保育実践コンパス」を踏まえた各種事業の展開及び各園での実践を促進する。また、「コンパスガイド」や「センターリーフレット」により、乳幼児期の教育・保育で大切にしたいことなどについて保護者等との共有化を図る。</p> <p>・<u>乳幼児教育支援センター事業における成果の共有化</u> 乳幼児教育・保育関係者連絡会等を通じ、事業改善に取り組むことで、質の向上を図る。 また、コンパスフォーラムや「教育・保育実践コンパスレポート」等を通じ、乳幼児教育支援センター事業の成果を教育・保育施設に広く共有する。</p> <p>・<u>虐待（不適切な行為）の発生予防及び早期対応</u> 虐待（不適切な行為）について、これまで区内で発生した虐待事案の詳細な分析を行い、その結果を公私立の園長会等で情報共有を行うなど、虐待（不適切な行為）の根絶に向けた様々な取組みを進める。また、情報が寄せられた場合は、子どもの安全を第一に、迅速に事実</p>	

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	<p>前頁から続く</p> <p>1 乳幼児期の子どもの育ちの土台づくりと成長の支援</p> <p>次頁へ続く</p>	<p>確認を行い、保育士・看護師・栄養士・事務職員によるチームで支援や対策に取り組む。</p> <p>・<u>第三者評価の受審の推進</u>                  保育の質を適切に評価し、その向上に繋げるために、認可保育園、認証保育所等に対し、第三者評価制度の受審を奨励・推進する。                  区立保育園15園（令和8年度予定）                  認証保育所6園（令和8年度予定）                  認可外保育施設8施設（令和8年度予定）                  ※私立保育園や認定こども園については、受審実績に応じて受審費用を補助している。</p> <p>（2）②子どもの育ちの土台づくりのための教育・保育の充実</p> <p>・<u>地域資源を活用した教育・保育施設における質の向上</u>                  地域資源と協力した取組みを推進し、地域に開かれた園運営による質の向上を図る。                  （令和8年度見込み）                  区立保育園 45園 私立保育園 130園</p> <p>・<u>乳幼児教育支援センターにおける各事業の実施</u>                  子どもたちが多彩な経験を通じて、非認知能力を培っていけるよう、環境づくりに取り組む。                  ※<a href="#">世田谷区実施計画推進状況（令和8年3月）施策1-3</a></p> <p>（2）③教育・保育施設から学校への円滑な接続のための連携強化</p> <p>・<u>乳幼児期の教育・保育と学校教育の円滑な接続に向けた取組み</u>                  幼児期の遊びを通じて育まれた資質・能力が小学校教育へ円滑に接続されるよう、「(仮称)せたがや架け橋プログラム」の策定や学び舎</p>	

# 令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

子ども・若者部 教育総合センター

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	前頁から続く 1 乳幼児期の子どもの育ちの土台づくりと成長の支援	の活動などを通じ、架け橋期の取組みが充実するようサポートする。  ・ <u>専門人材派遣事業による取組み</u> 実践充実コーディネーター等の専門人材を派遣し、教育・保育の質の向上を目指す。	

子ども・若者部 世田谷保健所 総合支所

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年度当初予算
	2 子ども意見表明・参加・参画と成長・活動の支援 (児童課) (子ども・若者支援課) (保育課) (児童相談支援課) (健康推進課) (健康づくり課)	<p>(1) ①身近な場所で子ども・若者が意見表明し、参加・参画できる機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童館での日常的な意見表明と参加・参画の取組みの充実 全児童館において、子ども会議や意見箱等の日常的に実施されている意見表明及びフィードバックの取組みを充実させる。</li> <li>・子ども・青少年会議の実施 子どもの身近な場に意見を表明できる機会を創出するため、青少年交流センターで子ども・青少年会議を実施する。</li> <li>・せたがや子どもFun!Fan!ファンディング事業の実施 子どもたちが、地域の中で「したい、やってみたい」企画を提案し、公開審査会における審査を経て、実施団体を決定する。その団体における活動費用を世田谷区子ども・若者基金から補助し、子どもたちの活動を支援する。</li> </ul> <p>(1) ②身近な参加・参画の機会から、その意見を区の施策に反映する仕組みの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユースカウンスル事業の実施 子ども・若者が提起した課題や、区が提起した課題について、子ども・若者自らが議論を行い、区へ提言する。昨年度から検討を開始した各プロジェクトについての提言や報告を令和8年8月に実施する。</li> </ul> <p>(2) ①子どもの権利学習、意識醸成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの権利学習 子どもの権利擁護の理解促進を図るため、学校や児童館でそれぞれの年齢や成長発達に応じた権利学習を実施する。また、教育委員会と連携した教員への研修(中堅教諭必修研修)や区職員を対象とした研</li> </ul>	千円 3,328,467
	次頁へ続く		

子ども・若者部 世田谷保健所 総合支所

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	<p>前頁から続く</p> <p>2 子ども意見表明・参加・参画と成長・活動の支援</p> <p>次頁へ続く</p>	<p>修（研修担当課との共催研修）も実施する。</p> <p>・<u>保護者等への子どもの権利意識啓発プロジェクトの推進</u>                      子ども・若者基金を活用した「子どもの権利」に関する啓発を継続する。また、各イベント等における情報発信にも力を入れ、保護者等への子どもの権利意識啓発に取り組む。</p> <p>・<u>子どもの居場所の質の向上に向けた大人への権利学習の推進</u>                      令和8年度から本格実施する子どもの居場所フローター等が中核となり、子どもの居場所の質の向上に向け、地域・地区の居場所を対象に権利学習の機会を提供し、子どもに関わる大人の意識醸成に取り組む。</p> <p><a href="#">※世田谷区実施計画推進状況（令和8年3月）施策1-1</a></p> <p>(2) ②子どもの権利擁護の取組みの充実</p> <p>・<u>「せたホッと」の取組み</u>                      子どもの権利擁護機関（せたがやホッと子どもサポート、略称「せたホッと」）は、いじめや虐待など子どもの権利侵害に関する相談を受け、必要な支援等を行い、救済と問題解決を図る。また、個別案件から見えてきた制度上の課題を改善につなげていくため、「子どもの権利委員会」との連携を図る。</p> <p>・<u>社会的養護のもとにいる子どもへの意見表明等支援事業の実施</u>                      児童相談所が関わる子どもの権利擁護にかかる取組みとして実施する意見表明等支援事業について、令和6年9月より、区一時保護所にアドボケイトの定期的な訪問を開始。令和7年からは区内児童養護施設、養育家庭に対する訪問活動を行っている。</p> <p>引き続き、事業者や施設関係者、区内里親家庭等と密に連携・調整</p>	

子ども・若者部 世田谷保健所 総合支所

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	<p>前頁から続く</p> <p>2 子どもの意見表明・参加・参画と成長・活動の支援</p> <p>次頁へ続く</p>	<p>し、より効果的で効率的な実施手法の確立に向け取り組んでいく。</p> <p>・<u>子どもの権利委員会</u>                      日常的に子どもが過ごす場や施設、施策および事業等において、子どもの権利をまもるため、子どもの権利委員会が権利保障の視点に立った調査・評価・検証を行う。第1期の調査テーマ「子どもの意見や思いの表明について」について、令和9年6月の提言に向けた検討を進めていく。</p> <p>(3)①児童館を拠点とした子どもに身近な見守りのネットワークの強化</p> <p>・<u>地区の子どもの見守り等のネットワーク強化に向けた取組み</u>                      多様な地域資源を有機的につなげるため、児童館地域懇談会等を開催し、日常的に子どもを見守り支えるネットワークの強化や多世代の交流を推進する。</p> <p>・<u>子育て支援における地域資源開発の推進</u>                      児童館、地域子育て支援コーディネーター及び社会福祉協議会の三者が連携し、子育て支援に必要な地域資源の開発や連携のコーディネート等に取り組む。</p> <p>・<u>児童館の再整備</u>                      世田谷区立児童館の整備計画（R4.7常任委員会報告）における、児童館整備計画の基本的な考え方及び児童館未整備地区の整備計画等に基づき、令和7年度は、関係所管と九品仏地区の基本設計・実施設計や、奥沢地区の実実施設計に取り組んだほか、計画地の既存建物の解体工事に着手した。また、松原地区については、児童館を区立梅丘中学校と一体整備を行う方向で関係所管と施設整備方針を策定した。</p>	

子ども・若者部 世田谷保健所 総合支所

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年度当初予算
	<p>前頁から続く</p> <p>2 子どもの意見表明・参加・参画と成長・活動の支援</p> <p>次頁へ続く</p>	<p>令和 8 年度は、九品仏・奥沢両地区において新築工事に着手し、梅丘中改築基本構想の検討を行うほか、新たに上馬地区について、区立駒沢中学校と一体整備を行う方向で改築整備方針の検討に着手する。</p> <p>(令和 8 年度の予定)</p> <p>ア 奥沢中学校改築 (児童館との一体整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校舎解体工事</li> <li>・新築工事着手</li> </ul> <p>イ (仮称) 九品仏地区児童館・保育園複合施設整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新築工事着手</li> </ul> <p>ウ 梅丘中学校改築 (児童館との一体整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本構想検討</li> </ul> <p>エ 駒沢中学校改築 (児童館との一体整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備方針検討</li> </ul> <p><a href="#">※世田谷区実施計画推進状況 (令和 8 年 3 月) 施策 1-2</a></p> <p><a href="#">※世田谷区実施計画推進状況 (令和 8 年 3 月) 施策 2-1</a></p> <p>(4) ①子どもの権利の拠点の充実</p> <p>・児童館における子どもの居場所フローターの本格実施</p> <p>令和 6 年度から 2 年間のモデル事業として、等々力児童館及び粕谷児童館に 1 名ずつ配置し、実施してきた子どもの居場所フローターについて、子どもの居場所の充実に向けた様々な効果、さらには四者連携を推進し、地域・地区の活性化に寄与する影響が確認できたため、令和 8 年度から代田児童館に 1 名を加えたうえで本格実施する。これに伴い、引き続き子どもの居場所づくりや居場所間の連携強化を図るとともに、ユースコーディネーターやヤングケアラーコーディネーター等の他コーディネーターとの連携に関する中心的役割を担い、福祉的対応の協働的推進を目指す。</p>	

子ども・若者部 世田谷保健所 総合支所

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	<p>前頁から続く</p> <p>2 子どもの意見表明・参加・参画と成長・活動の支援</p> <p>次頁へ続く</p>	<p>(5) ①成長に応じた放課後等の居場所の拡充</p> <p><u>・民設民営の放課後児童クラブの整備・充実</u></p> <p>令和6年4月より民設民営放課後児童クラブを5施設、令和7年度には6施設、令和8年4月には新たに2施設が開所し、現在13施設で運営が行われている。また、令和6年度に策定した民設民営放課後児童クラブの新たな整備計画に基づき施設整備を進めているが、賃料や物価の高騰等により、整備が想定どおりに進まない状況にあることから、マッチングの仕組みなども活用しながら、施設整備の推進に注力し、新BOPの規模の適正化を図る。</p> <p><u>・児童館を活用した学習スペース事業の実施</u></p> <p>中高生世代にニーズの高い学習の場を確保するとともに、児童館の利用促進にもつなげるため、代田児童館及び粕谷児童館において閉館後の児童館を活用した中高生世代の学習スペース事業を引き続き実施する。</p> <p>①対象者：中学生及び高校生世代</p> <p>②開設日及び開設時間：毎日18時から21時まで（併設する区民センターの休館日を除く。中学生の利用は20時まで）</p> <p><u>・児童館の再整備（2－（3）：再掲）</u></p> <p>世田谷区立児童館の整備計画（R4.7常任委員会報告）における、児童館整備計画の基本的な考え方及び児童館未整備地区の整備計画等に基づき、令和7年度は、関係所管と九品仏地区の基本設計・実施設計や、奥沢両地区の実実施設計に取り組んだほか、計画地の既存建物の解体工事に着手した。また、松原地区については、区立梅丘中学校と一体整備を行う方向で、関係所管と施設整備方針を策定した。</p> <p>令和8年度は、九品仏・奥沢両地区において新築工事に着手し、区立梅丘中学校改築基本構想の検討を行うほか、新たに上馬地区につい</p>	

# 令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

子ども・若者部 世田谷保健所 総合支所

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	<p>前頁から続く</p> <p>2 子どもの意見表明・参加・参画と成長・活動の支援</p> <p>次頁へ続く</p>	<p>て、区立駒沢中学校と一体整備を行う方向で改築整備方針の検討に着手する。</p> <p>(今年度の予定)</p> <p>ア 奥沢中学校改築（児童館との一体整備）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校舎解体工事</li> <li>・新築工事着手</li> </ul> <p>イ （仮称）九品仏地区児童館・保育園複合施設整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新築工事着手</li> </ul> <p>ウ 梅丘中学校改築（児童館との一体整備）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本構想検討</li> </ul> <p>エ 駒沢中学校改築（児童館との一体整備）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備方針検討</li> </ul> <p><a href="#">※世田谷区実施計画推進状況（令和8年3月）施策1-2</a></p> <p><a href="#">※世田谷区実施計画推進状況（令和8年3月）施策2-1</a></p> <p>(5) ②外遊びの機会と場の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外遊び事業の拡充</li> </ul> <p>令和7年3月に砧・あそびの杜プレーパークが開設したことにより、5地域全てのプレーパークを活用し、子どもたちが身近な場所でのびのびと自然と触れ合える外遊びの場を推進する。また、外遊びの機運を醸成するため、「そとあそびプロジェクトせたがや」と協働して、区有地等を活用したイベントの企画を進めるとともに、地域で外遊びを推進するための人や団体のつながりをコーディネートし、地域の会議や家庭教育学級等に出向き、外遊びの大切さを伝えていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・若者基金を活用した外遊び推進施策の実施</li> </ul> <p>令和6年3月に国連にて議決された「International Day of Play（国際遊びの日、6月11日）」に合わせ、毎年6月を遊び全般を普及</p>	

子ども・若者部 世田谷保健所 総合支所

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	<p>前頁から続く</p> <p>2 子どもの意見表明・参加・参画と成長・活動の支援</p> <p>次頁へ続く</p>	<p>啓発する「あそび月間」としており、子ども・若者基金を活用した「外遊び普及啓発補助金」により、公園や未活用の区有地を活用したあそび場の展開、道路を活用した「みちあそび」の実施など、多様な屋外空間を遊びの場として開放する取組みを行う。加えて、「そとあそびプロジェクトせたがや」との協働による「国際あそびの日 in せたがや2026」を開催し、大人が外遊び重要性や有用性に対する理解を深める機会をつくる。また、区民への周知啓発を進めるとともに、庁内への周知、連携について、提案型プロジェクトチーム制度（外遊び普及啓発プロジェクト）を活用し取り組む。</p> <p><a href="#">※世田谷区実施計画推進状況（令和8年3月）施策1-2</a></p> <p>（6）①こころとからだの健康づくり  <u>・思春期保健部会の開催</u>                      子ども・若者の健康づくりの推進に向け、「思春期保健部会」を開催し、思春期における様々な健康課題から重要かつ緊急性の高いテーマについて、医療・保健・福祉・教育・人権の連携のもと検討を行う。</p> <p>（6）②思春期世代に向けたリプロダクティブ・ヘルス／ライツ周知啓発の実施  <u>・子どもたちに向けた講演会、講座の実施</u>                      思春期世代の子どもたちが性や生殖に関する正しい知識等を身につけられるよう、思春期向け講演会を実施するとともに、区立中学校全30校での産婦人科医や助産師による「出張リプロダクティブ・ヘルス／ライツ講座」を実施し、希望者へ「こころとからだのトリセツBOOK」の配付を行う。加えて、区内国立・私立中学校等への案内も行う。</p> <p><u>・子ども・若者に関わる大人への理解促進</u></p>	

# 令和8年度主要事務事業

子ども・若者部 世田谷保健所 総合支所

区分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	<p>前頁から続く</p> <p>2 子どもの意見表明・参加・参画と成長・活動の支援</p>	<p>保護者向け講演会や教職員等への研修等を実施するなど、子ども・若者に関わる大人達の理解促進を図る。</p> <p><a href="#">※世田谷区実施計画推進状況（令和8年3月）施策1-1</a></p>	

子ども・若者部 保健福祉政策部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	<p>3 若者が力を発揮できる環境づくり (子ども・若者支援課) (生活福祉課)</p> <p>次頁へ続く</p>	<p>(1) ①若者の交流と活動の場の充実</p> <p>・(仮称) 世田谷地域青少年交流センター開設準備【新規】 令和10年3月に三軒茶屋駅至近のSTKハイツに青少年交流センターを開設する。若者と地域・社会をつなぐ取組みや近接する関係機関との連携強化を通じ、若者自身が社会の真ん中にいると実感できる拠点とすることを目指し、若者の声を反映した開設準備を行う。</p> <p>・青少年交流センターの運営の充実とユースコーディネーターの配置 青少年交流センターの各種プログラムを充実させるとともに、悩みや課題を抱える若者や地域活動に参加・参画したい若者を適切な居場所や支援につなぐため、令和8年度からは3センター全てにユースコーディネーターを配置し、更なるネットワークの強化を図る。</p> <p><a href="#">※令和8年度当初予算概要 No.4</a> <a href="#">※令和8年度当初予算概要 No.5</a> <a href="#">※世田谷区実施計画推進状況(令和8年3月) 施策3-1</a></p> <p>(1) ②地域での若者の参加・参画の推進</p> <p>・中学生及び高校生世代の主体的な参加の促進 ティーンエイジャーニバルをはじめ若者自らの主体的な活動を通して自立と成長を促すとともに、世代を超えた出会いや交流の機会を積極的に創出し、若者の社会への参加・参画、共同の意識を醸成する。</p> <p>・せたがや若者ファンディングの実施 若者が地域とつながりを持ち、多様な出会いや経験を通して、主体的に活動できるよう、子ども・若者基金を活用した補助事業を実施する。</p> <p>(1) ③若者に向けた文化・情報の発信</p>	<p>千円 54,746</p>

# 令和8年度主要事務事業

子ども・若者部 保健福祉政策部

区分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	<p>前頁から続く 3 若者が力を発揮できる環境づくり</p>	<p>・「情熱せたがや、始めました。」による情報発信の強化 若者が主体となり、SNS等を活用した情報発信を強化することで、より多くの若者に世田谷区の魅力や若者の活動を後押しする情報を発信する。</p> <p>(2) ①生活の安定と多様な働き方への支援 ・経済的課題等を抱える若者への支援の充実 就労阻害要因を抱える若者も含めた方に対し、働く準備段階の支援としてぷらっとホーム世田谷において就労準備支援事業を実施する。</p>	

# 令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

子ども・若者部 世田谷保健所 総合支所 障害福祉部 教育総合センター

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	4 妊娠期からの切れ目のない子育て支援 (子ども家庭課) (健康推進課) (子ども家庭支援課) (健康づくり課) (保育課) (児童相談支援課) (児童課) (障害保健福祉課) (乳幼児教育・保育支援課) (保育認定・調整課)	<p>(1) ①身近なところで人や支援につながる場の充実</p> <p><u>・おでかけひろばの整備</u></p> <p>子育て中の親子が気軽に立ち寄り、交流や育児相談、子育て情報の提供を受けることができる場を、子どもやベビーカーを押した保護者が歩いて15分で行ける距離に整備する。</p> <p>整備・運営事業者を募集し、令和8年度は2か所の開設を目指す。</p> <p><u>・地域子育て相談機関の充実</u></p> <p>地域子育て相談機関として位置づけた、地域子育て支援コーディネーター、子育てステーション、おでかけひろば、児童館等の連携を強化し、子育て世帯等が身近なところで気軽に相談できる体制を充実させる。</p> <p><a href="#"><u>※世田谷区実施計画推進状況（令和8年3月）施策2-1</u></a></p> <p>(1) ②伴走型相談支援の強化</p> <p><u>・ネウボラ・チーム（保健師・母子保健コーディネーター・子育て応援相談員・地域子育て支援コーディネーター）の連携による伴走支援の強化</u></p> <p>各地域でのネウボラ・チーム連携会議の定期的な開催により、普段から支援者側の顔の見える関係づくりを行い、伴走型支援の強化を図る。</p> <p>(1) ③人や支援につながるための仕組みの充実</p> <p><u>・せたがや0→1子育てエール（ファミリー・アテンダント事業）の実施</u></p> <p>5か月から11か月の子どもを育てる家庭を対象に、見守り支援員が毎月家庭訪問を行い、子どもや保護者の様子を見守るとともに子育て支援に関する情報を提供するほか、訪問後に、育児支援品の購入に利</p>	千円 1,272,711
	次頁へ続く		

# 令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

子ども・若者部 世田谷保健所 総合支所 障害福祉部 教育総合センター

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	<p>前頁から続く</p> <p>4 妊娠期からの切れ目のない子育て支援</p> <p>次頁へ続く</p>	<p>用できるデジタルギフトを配付する。また、伴走支援を希望する家庭やフォローが必要と思われる家庭を、地域子育て支援コーディネーターをはじめとしたネウボラ・チーム等と連携し、フォローを行うことで、特に孤立しやすいとされる0歳児を育てる家庭に対する見守りや、孤立防止に向けた取組みを強化する。</p> <p><u>・産前・産後訪問支援事業（さんさんプラスサポート事業・ツインズプラスサポート事業）の実施</u></p> <p>出産前・出産後の生活において支援が必要な妊産婦を対象にヘルパーが訪問し、母子の生活の安定、および虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的としている。申請件数の増加により、複雑なケースが増えているため、ネウボラチームとの連携を深める連絡体制の強化や安全に訪問事業を行えるよう研修の補助、区の研修の見直しを行うことで、支援の質の向上を図る。</p> <p><u>・両親学級の充実</u></p> <p>妊婦及びパートナーが地域で安心して過ごせるよう、講義や参加者同士の交流だけでなく、子育て支援に関する情報提供を行うことで、地域の人や支援につながる機会とする。また地域偏在を解消し、より地域に密着した情報提供と近隣の方との相互交流のきっかけの場となるよう、休日の開催場所を拡充し、全地域にて実施する。</p> <p><u>・5歳児健康診査の実施【新規】</u></p> <p>幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的に、令和8年度より、5歳児健康診査を実施する。方法は、保護者アンケート調査による健診（一段階目）と、調査により支援の必要性が高いと判断した子どもを対象とした集団健診（二段階目）の二段階方式とする。健診の円滑・着実な実施に加え、アンケート内容や集団健診対象基準及び地域のフ</p>	

# 令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

子ども・若者部 世田谷保健所 総合支所 障害福祉部 教育総合センター

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	<p>前頁から続く</p> <p>4 妊娠期からの切れ目のない子育て支援</p> <p>次頁へ続く</p>	<p>フォローアップ体制について、引き続き、両地区医師会・小児科医会や関係所管と実施結果を踏まえた検証を継続的に行い、健診の改善・充実にに向けた検討を進める。</p> <p>・<u>産婦健康診査の実施【新規】</u> 母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態を把握するとともに、産後うつや新生児への虐待防止に活かすため、令和8年10月より都内共通受診方式により産婦健康診査を実施する。なお、令和6年度から実施している1か月児健康診査についても令和8年10月より都内共通受診方式により実施する。</p> <p>・<u>3歳以降に転入した未就学児の屈折検査等眼科検診の実施</u> 乳幼児の弱視等は早期発見により治療が可能なことから、より早期に弱視等の発見および治療につなぐため、3歳以降に転入した未就学児を対象に随時健診案内を送付し、未受診者の早期受診に取り組む。</p> <p>・<u>母子保健と児童福祉の連携強化（こども家庭センターの運用検討）</u> 各総合支所の健康づくり課と子ども家庭支援課において、支援に関わる者がそれぞれの専門性を深めるとともに両者が連携して子ども・保護者への支援・介入ができる体制を確保するため、令和6年度より運用を開始した「こども家庭センター」について検証を進め、課題解決に向けた検討を行う。</p> <p>・<u>産後ケア事業の拡充</u> 令和6年度にとりまとめた「世田谷区産後ケア事業推進方針」に基づき、令和11年度に需要量を充足することを目標として医療機関への新規委託を行い、ショートステイ型を中心に、各年2施設（1施設あたり2枠程度）ずつを目安に新規事業者を選定・委託していく。</p>	

子ども・若者部 世田谷保健所 総合支所 障害福祉部 教育総合センター

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	<p>前頁から続く</p> <p>4 妊娠期からの切れ目のない子育て支援</p> <p>次頁へ続く</p>	<p>また、利用手続きのオンライン化を踏まえ、申込みの際の重要な機能のひとつである子ども家庭支援課等による利用者の相談・支援機能を担保した事業運営体制を確立する。</p> <p>・<u>青少年交流センターの児童館機能付与</u>                      区立児童館の整備等計画（R 4. 7. 28特別委員会報告）に基づき、令和7年4月より池之上青少年交流センターに児童館機能を付与している。引き続き子育て支援の実施に加え、子どもの見守りネットワークの推進や地域資源の開発に取り組むとともに、隣接児童館と連携し、困難を抱える子どもへの対応の一層の充実を図る。また、全児童館が合同で実施するイベントへの参加や運営協力についても、センターの運営事業者とも協議を行い、まずは参加希望者の受付を可能とするなど、児童館機能の拡充を進める。  <a href="#">※世田谷区実施計画推進状況（令和8年3月）施策2-1</a></p> <p>(2) ①保護者の学びの支援</p> <p>・<u>発達支援親子グループ事業の実施</u>                      子どもの発達に不安を抱える保護者が、その子にあった関わり方に気づき、支援機関につながるきっかけとなるような取組みを、地域施設等と連携して進める。</p> <p>・<u>家庭教育・子育て支援事業の実施</u>                      豊かな親子関係づくりと子どもたちの健やかな成長に向けて、日々の子育てがより楽しくなるよう、保護者やプレパパ・プレママ等を対象に様々な講座やワークショップを展開する。  <a href="#">※世田谷区実施計画推進状況（令和8年3月）施策2-2</a></p> <p>(2) ②保護者がリフレッシュできる場・機会の充実</p>	

# 令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

子ども・若者部 世田谷保健所 総合支所 障害福祉部 教育総合センター

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	<p>前頁から続く</p> <p>4 妊娠期からの切れ目のない子育て支援</p>	<p>・<u>ほっとステイの実施及び拡充</u></p> <p>保護者がリフレッシュできるよう、時間単位で理由を問わず利用可能な一時預かりである「ほっとステイ」を実施する。また、在宅子育て家庭等への支援の取組みを強化するため、おでかけひろば活用型のほっとステイを拡充する。</p> <p>・<u>ファミリー・サポート・センター事業の充実</u></p> <p>会員目線から利便性を高める検討を行う。</p> <p>また、新たな担い手確保のため、区による謝礼金の上乗せ等により援助会員の参加意欲を高める取組みを行うとともに、経済的負担の軽減等の観点から謝礼金体系を変更し、子育ての相互援助活動を促進させることで事業の活性化を図る。</p> <p>・<u>おでかけひろばにおける「ほっとひと息事業（レスパイト事業）」の実施</u></p> <p>おでかけひろばの新規整備にあたっては、引き続き保護者のレスパイト機能（通称：「らっこルーム」「らっこスペース」）の併設を進める。</p> <p><a href="#">※令和8年度当初予算概要 No. 2</a></p>	

# 令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

子ども・若者部 教育総合センター 保健福祉政策部 学校教育部 総合支所 教育政策・生涯学習部 都市整備政策部 世田谷保健所 経済産業部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年度当初予算
	5 支援が必要な子ども・若者・子育て家庭のサポート (児童相談支援課) (子ども家庭課) (児童課) (保育課) (乳幼児教育・保育支援課) (生活福祉課) (教育指導課) (教育相談課) (子ども家庭支援課) (子ども・若者支援課) (保育認定・調整課) (地域学校連携課) (生涯学習課) (住宅課) (居住支援課) (健康づくり課) (健康推進課) (生活支援課) (工業・建設業・雇用促進課) (学務課)	(1) ①予防型の児童相談行政の推進 ・一時保護所分園の整備【新規】 区一時保護所における近年の保護児童数の増加による定員超過や、個室が確保できないことによる子どものプライバシー確保等の課題解消を図る緊急的な対応として、一時保護所の分園を令和10年3月の開設に向けて整備を進める。 ・児童相談行政に携わる人材の育成及び専門性の向上に向けた取り組みの推進（人材育成研修計画の一層の充実、交換研修の実施等） 「世田谷区児童相談所の人材育成研修計画」及び「世田谷区子ども家庭支援センター職員人材育成研修実施要領」に基づき、経験年数及び職層に応じた様々な研修の実施を通じ、継続的な人材育成と専門性の向上に取り組む。 ・子ども家庭支援センターと児童相談所との連携強化 子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用について、双方にとってより効果的で効率的な運用の実現に向け、子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用に関する共通手引きの改訂に向けた検討を行う。 ・母子保健と児童福祉の連携強化(こども家庭センターの運用検討)(4-(1)再掲) 各総合支所の健康づくり課と子ども家庭支援課において、支援に関わる者がそれぞれの専門性を深めるとともに両者が連携して子ども・保護者への支援・介入ができる体制を確保するため、令和6年度より運用を開始した「こども家庭センター」について検証を進め、課題解決に向けた検討を行う。	千円 3,527,472
	次頁へ続く		

# 令和 8 年度 主要 事務 事業

子ども・若者部 教育総合センター 保健福祉政策部 学校教育部 総合支所 教育政策・生涯学習部 都市整備政策部 世田谷保健所 経済産業部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	<p>前頁から続く</p> <p>5 支援が必要な子ども・若者・子育て家庭のサポート</p> <p>次頁へ続く</p>	<p>(1)②地域で安心して暮らすことができるための環境整備と支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>養育支援等ホームヘルパー訪問事業（養育困難家庭）の実施</u> 何らかの事情で子どもの養育が困難と認められる世帯に対し、一定期間ホームヘルパーが訪問し、家事や育児等の援助を行う。 特に保護者不在時における安全性を確保した運営体制を構築する。</li> <li>・<u>地区の子どもの見守り等のネットワーク強化に向けた取組み（2－（3）再掲）</u> 児童館が中核となり、子どもの見守りネットワークを緊密にしながら、子ども家庭支援センターや児童相談所との連携を強化する。</li> <li>・<u>要保護児童支援協議会の枠組みを活用した関係機関との連携</u> 学校をはじめとする関係機関と連携しながら、虐待を受けている子ども等に対し適切な支援を行っていくことに加え、支援対象児童等の早期発見や予防的取組みを推進する。 また、要保護児童支援協議会の参加機関向けに児童虐待防止対策に関する研修会を実施することにより、関係機関の児童虐待対応にかかる資質の向上を図るとともに、各機関の日常的に顔の見える関係を構築する。</li> </ul> <p><a href="#">※世田谷区実施計画推進状況（令和8年3月）施策1－2</a></p> <p>(1) ③家庭養育を優先した社会的養護の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>里親支援事業の実施</u> 里親支援センターの設置により、一貫した体制で継続的に里親等支援を実施し、里親等が相談しやすい環境を整え、児童相談所等関係機関と連携して里親等委託を推進する。</li> </ul>	

# 令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

子ども・若者部 教育総合センター 保健福祉政策部 学校教育部 総合支所 教育政策・生涯学習部 都市整備政策部 世田谷保健所 経済産業部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	<p>前頁から続く</p> <p>5 支援が必要な子ども・若者・子育て家庭のサポート</p> <p>次頁へ続く</p>	<p>・<u>乳幼児短期緊急里親制度のモデル実施、評価・検証</u>  一時保護が必要となった乳幼児を家庭と同様の環境で保護し、早期の家庭復帰や里親等委託を目指す「乳幼児短期緊急里親」モデル事業について、乳幼児短期緊急里親家庭数の確保や、乳児院への委託によるバックアップ体制を整え、乳幼児の家庭養育推進のための体制強化を図る。  また、モデル事業の評価・検証を行い、令和9年度以降の本格実施について検討する。</p> <p><a href="#">※世田谷区実施計画推進状況（令和8年3月）施策2-2</a></p> <p>（2）①配慮が必要な子ども・若者への連携した途切れのない支援の実施</p> <p>・<u>新BOP学童クラブにおける要配慮児童への支援</u>  要配慮児童理解に特化した巡回支援体制を強化するために令和7年度より常勤職員1名を児童課に配置、さらに学識経験者による要配慮児童専任巡回支援員を配置しており、引き続き当該現場の児童指導、指導員への助言指導等を行う。  また、子どもの生きる力と主体性を伸ばし成育を支えることを理念とした「世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針」の別冊の作成や関係機関との連携を深め要配慮児童への対応に係る支援の強化を図る。</p> <p>（2）②医療的ケアが必要な子どもへの支援の充実</p> <p>・<u>教育・保育施設における医療的ケアが必要な子どもへの支援の充実</u>  医療的ケア児の保育の需要が高まっていることを踏まえ、区立保育園による受入れ枠の更なる拡充等の検討を行うとともに、医師会や成育医療研究センター等の関係機関との協議を進める。</p> <p>・<u>区立幼稚園等における医療的ケアが必要な子どもへの支援</u>  必要に応じた看護師の配置や義務教育機関への円滑な接続を行うた</p>	

# 令和 8 年度 主要 事務 事業

子ども・若者部 教育総合センター 保健福祉政策部 学校教育部 総合支所 教育政策・生涯学習部 都市整備政策部 世田谷保健所 経済産業部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	<p>前頁から続く</p> <p>5 支援が必要な子ども・若者・子育て家庭のサポート</p> <p>次頁へ続く</p>	<p>め、保護者や医療機関との連携に取り組む。</p> <p>(3) ①教育の支援</p> <p>・<u>地域における切れ目ない学習支援の拡充</u>  「せたがやゼミナール」「かるがもスタディルーム」「子どもの学び場運営スタートアップ事業」「まなラボ」を継続して実施するとともに、高校中退等した子ども・若者の学び直しの支援として生活困窮世帯の子ども・若者に対する高等学校卒業程度認定取得支援事業を実施し、生活保護・生活困窮世帯やひとり親家庭の小学生から高校生を対象に切れ目ない学習支援を実施する。</p> <p>・<u>高等教育の進学に向けた支援の充実</u>  社会的養護や生活保護世帯から大学等へ進学する若者への給付型奨学金を継続実施するとともに、国の修学支援新制度や民間の奨学金等の情報提供の充実を図る。</p> <p>(3) ②生活の安定に資するための支援</p> <p>・<u>子ども・若者が選べる多様な居場所の充実</u>  令和8年度より、子どもの居場所の把握・情報発信や、居場所全体の質の向上に向けたネットワーク構築等を役割とした、子どもの居場所フローターを本格実施する。本格実施にあたっては、モデル実施時に配置していた等々力児童館、粕谷児童館に加え、新たに代田児童館にも1名を配置し体制の充実を図る。さらに悩みや課題を抱える若者や地域活動に参加・参画したい若者を適切な居場所や支援につなぐため、令和8年度からは3箇所の青少年交流センター全てにユースコーディネーターを配置し、更なるネットワークの強化を図る。  子どもの居場所フローターとユースコーディネーターの連携により、子どもや若者が安心して過ごすことができ、自ら選択できる多様な居場</p>	

# 令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

子ども・若者部 教育総合センター 保健福祉政策部 学校教育部 総合支所 教育政策・生涯学習部 都市整備政策部 世田谷保健所 経済産業部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	<p>前頁から続く</p> <p>5 支援が必要な子ども・若者・子育て家庭のサポート</p> <p>次頁へ続く</p>	<p>所の充実を図る。</p> <p>生活困窮世帯等の子どもの成長と家庭の生活の安定に向けた学習・生活支援の拠点事業「まいぷれいす」を区内北部・南部の2か所で実施する。</p> <p>・<u>体験の機会の保障のための支援の充実</u>          児童館で実施する「子ども応援プログラム」や青少年交流センター等での体験プログラムやひとり親家庭親子でスマイル体験応援事業等を通じて、子どもの育ちに必要な多様な体験機会の提供や、生活困窮世帯の費用負担の軽減を推進する。  <u>※世田谷区実施計画推進状況（令和8年3月）施策2-2</u></p> <p>(3) ③支援につながる仕組みづくり</p> <p>・<u>当事者の視点に立った情報提供の推進</u>          マンガやイラストを多用し、子どもにもわかりやすい生活困窮支援・サービス周知用冊子「子どもと家族の生活応援ガイドブック」を配布する。</p> <p>・<u>アウトリーチやプッシュ型による支援体制の強化</u>          児童館に子どもの居場所フローターを、青少年交流センターに若者と地域資源等をつなぐためのユースコーディネーターを配置する。</p> <p>・<u>多機関が連携した支援体制の強化</u>          子どもの貧困への理解を深め、子どもの貧困対策の活動を活性化するためのフォーラムを実施し、支援者の各種施策に対する理解を促進する。</p> <p>(4) ①つながる情報提供、相談機能の充実</p>	

# 令和 8 年度 主要 事務 事業

子ども・若者部 教育総合センター 保健福祉政策部 学校教育部 総合支所 教育政策・生涯学習部 都市整備政策部 世田谷保健所 経済産業部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	<p>前頁から続く</p> <p>5 支援が必要な子ども・若者・子育て家庭のサポート</p> <p>次頁へ続く</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>分かりやすい情報提供の実施</u> 離婚を検討している方等に向けて、養育費や親子交流等の重要性や離婚が子どもに与える影響等、講座を通して子どもと安心して暮らすための情報を提供する。民法等の一部を改正する法律（共同親権等）が施行されたことに伴い、法改正の趣旨や内容が正しく理解されるよう各方面に幅広く周知を行う。</li> <li>・ <u>地域のひとり親家庭支援拠点「ippo」の実施</u> 母子生活支援施設の多機能化の一環として、妊娠期から子どもが高校生世代になるまで切れ目なく支援するために、地域のひとり親家庭等に対する相談支援や情報提供等を離婚検討の段階から実施する。</li> <li>（4）②子育て・日常生活における多面的な支援の充実</li> <li>・ <u>母子生活支援施設</u> 当事者の視点に立って、入所者の安全で安心な暮らしや退所者等の地域での暮らしを支援する。また、当事者主体の支援力の向上に向けて施設職員や関係機関の人材育成を行う。</li> <li>・ <u>養育費確保に向けた支援の充実</u> 離婚前の方や養育費の取り決めをしていないひとり親に、養育費に関する相談や養育費の取り決めに関する公正証書等作成支援のほか、取り決め後の不払い養育費の履行確保までの支援にも取り組む。 <a href="#">※世田谷区実施計画推進状況（令和8年3月）施策2-2</a></li> <li>（4）③子どもの健やかな成長に向けた支援の充実</li> <li>・ <u>ひとり親家庭親子でスマイル体験応援事業</u> 家庭の経済状況に関わらず、親子が多様な体験機会を得ることができるよう、利用促進のための検討や事業の見直しにより、事業の活性化に</li> </ul>	

# 令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

子ども・若者部 教育総合センター 保健福祉政策部 学校教育部 総合支所 教育政策・生涯学習部 都市整備政策部 世田谷保健所 経済産業部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	<p>前頁から続く</p> <p>5 支援が必要な子ども・若者・子育て家庭のサポート</p> <p>次頁へ続く</p>	<p>取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>児童扶養手当及び児童育成手当の支給</u> 父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当及び児童育成手当を支給する（所得制限あり）。</li> <li>・<u>ひとり親家庭等医療費助成制度</u> 18歳到達後最初の年度末（中度以上の障害を有する場合は20歳）までの子どもを養育しているひとり親家庭等に保険診療の自己負担分の一部を助成する（所得制限あり）。</li> <li>（5）①ヤングケアラーへの支援体制の充実</li> <li>・<u>ヤングケアラー支援基盤強化事業の実施</u> ヤングケアラーコーディネーターを1名増員し、具体的な課題解決を目指すアプローチとつながり続けることを目指すアプローチを組み合わせ、当事者中心の支援体制を充実させる。また、複雑・複合化した課題に対応するため、適切な会議体の枠組みを活用しながら具体的な支援を多角的に検討できるよう、多機関・多職種による連携強化を図る。</li> <li>・<u>ヤングケアラー支援に関する研修等の実施</u> 教育・高齢・障害・生活福祉・医療・地域等に向けた研修等の実施により、支援者の気づきの感度を上げ、ヤングケアラーへの理解促進を図ることで支援につながる環境づくりを行う。 <a href="#">※世田谷区実施計画推進状況（令和8年3月）施策2-2</a></li> <li>（5）②生きづらさを抱える若者と家族に寄り添う支援</li> <li>・<u>メルクマールせたがやでの支援の実施</u></li> </ul>	

# 令和 8 年度 主要 事務 事業

子ども・若者部 教育総合センター 保健福祉政策部 学校教育部 総合支所 教育政策・生涯学習部 都市整備政策部 世田谷保健所 経済産業部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	<p>前頁から続く 5 支援が必要な子ども・若者・子育て家庭のサポート</p>	<p>メルクマールせたがやにおいて、不登校やひきこもり等生きづらさを抱えた若者と家族への相談支援を行う。また、中高生世代から 39歳までの若者を対象とした居場所「メルサポ」の活用等により、様々な段階にいる参加者同士の交流促進を図る。</p> <p>・<u>せたがや若者フェアスタート事業の見直し</u>          児童養護施設や里親等のもとを単立つ若者などの社会的自立を支援するため、せたがや若者フェアスタート事業（給付型奨学金、資格等取得支援、家賃支援、医療費支援）に取り組むとともに、せたエール（社会的養護自立支援拠点事業）による伴走型支援の充実を図る。          あわせて、児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金のさらなる活用拡大も視野に、検討会を立ち上げ、逆境的体験があり困難な状況にある若者の課題とニーズを把握し、必要な支援の検討を行う。  <a href="#">※世田谷区実施計画推進状況（令和8年3月）施策3-2</a></p> <p>（5）③悩みや困難を抱える女性のための居場所と支援の充実          ・<u>悩みや困難を抱える若年女性への居場所補助事業の実施</u>          高校生世代から24歳以下の悩みや困難を抱える若年女性が気軽に立ち寄り、安心して過ごせる「居場所」を創出し、日頃の悩みや女性に特化した悩みの相談対応等を行うことで、若年女性支援の充実を図ることを目的に、世田谷区地域保健福祉等推進基金を活用した補助事業として、令和7年度に公募型プロポーザルにより選定した事業者の運営による若年女性の居場所「ゆうカフェ」をモデル実施（令和7～8年度予定）する。また、令和9年度以降の本格実施に向けて、本事業の評価検証を行う。</p>	

# 令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

子ども・若者部 保健福祉政策部 世田谷保健所 教育政策・生涯学習部 学校教育部 児童相談所 総合支所

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	<p>6 保健福祉分野と教育分野が連携した子ども・若者への支援                      (児童課)                      (児童相談支援課)                      (子ども家庭課)                      (子ども・若者支援課)                      (生活福祉課)                      (健康推進課)                      (学校健康推進課)                      (教育指導課)                      (児童相談所)                      (子ども家庭支援課)</p>	<p>(1) ①多機関が連携した支援体制の強化</p> <p>・<u>ティーンズサポート事業の実施</u>                      支援が必要な不登校・ひきこもり状態にある若者の早期支援のため、教育機関等と連携しながらティーンズサポート事業を実施する。</p> <p>・<u>要保護児童支援協議会の枠組みを活用した関係機関との連携 (5-1) : 再掲</u>                      学校をはじめとする関係機関と連携しながら、虐待を受けている子ども等に対し適切な支援を行っていくことに加え、支援対象児童等の早期発見や予防的取組みを推進する。                      また、要保護児童支援協議会の参加機関向けに児童虐待防止対策に関する研修会を実施することにより、関係機関の児童虐待対応にかかる資質の向上を図るとともに、各機関の日常的に顔の見える関係を構築する。</p> <p>・<u>地区の子どもの見守り等のネットワーク強化に向けた取組み (2-3) 再掲</u>                      新BOP学童クラブの運営や児童館地域懇談会等を通じて、学校等と相互に課題を抱える子どもの情報を共有し、必要な支援につなげる等、日常的に子どもを見守り支えるネットワークを強化する。</p> <p>・<u>教育委員会・児童相談所との連携</u>                      保健福祉分野と教育分野がこれまで以上に連携していくため、定期的な会議(エデュケア会議)を開催し、意見交換を行う。                      各々の役割を理解し、連携協力を推進するため、教育委員会と子ども家庭支援センター、児童相談所が協力して幼稚園長・小中学校長合同研修会等を実施する。</p> <p>※<a href="#">世田谷区実施計画推進状況(令和8年3月)施策1-2</a></p>	<p>千円 128,716</p>

# 令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

子ども・若者部 教育総合センター 総合支所 世田谷保健所

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	<p>7 子ども・若者の成長を支える地域社会づくり                      (児童課)                      (子ども家庭課)                      (乳幼児教育・保育支援課)                      (保育課)                      (子ども・若者支援課)                      (保育認定・調整課)                      (児童相談支援課)                      (地域振興課)                      (健康推進課)</p> <p>次頁へ続く</p>	<p>(1) ①子ども・若者、子育て支援に携わる専門人材の確保・育成・専門性の向上</p> <p>・おでかけひろば・ほっとステイ事業の人材育成を目的とした研修の実施</p> <p>経験年数やスキルに応じた体系的なプログラムに基づく、おでかけひろばスタッフ向けの研修や、ほっとステイスタッフの従事者養成を目的とした研修を実施する。</p> <p>・乳幼児教育支援センター研修の実施</p> <p>乳幼児教育支援センター研修においては、時代にキャッチアップした実践的かつ効果的な内容とするとともに、多様な施設の職員が参加しやすくなるよう、テーマや実施方法を見直しながら展開する。</p> <p>・保育士等就職相談会の開催</p> <p>全国各地の求職者を対象とした相談会の開催、保育求人情報等ポータルサイトの運営、保育事業者への人材確保に関するアドバイザー派遣やセミナー開催の取組みを継続する。</p> <p>・保育施設の保育士等への処遇改善、住宅確保支援策の継続</p> <p>処遇改善に取り組む事業者に助成を行い、保育士等の確保の支援を行う。</p> <p>また、保育事業者が雇用する保育士等への住宅確保支援策を実施し、事業継続について、国・都への働きかけを継続的に行う。</p> <p>・児童館職員の人材育成</p> <p>国の居場所づくり指針や児童館ガイドラインの改正を踏まえ、児童館・新BOP職員のキャリアラダー（「福祉職のあり方人材育成ビジョン」に記載）について、児童館職員が主体的に関わる改正に向けた検討</p>	<p>千円 31,872,528</p>

# 令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

子ども・若者部 教育総合センター 総合支所 世田谷保健所

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	<p>前頁から続く</p> <p>7 子ども・若者の成長を支える地域社会づくり</p> <p>次頁へ続く</p>	<p>を進め、令和8年度中の策定を目指す。また、令和6年度に策定した「児童館職員行動規範」を周知・啓発を行うとともに、キャリアラダーに対応する職員の研修計画についても見直しを進める。</p> <p><a href="#">※新たな行政経営への移行実現プラン（令和8年3月）項目5-9</a></p> <p>(2) ①子育てに関する情報を届けるための情報発信  <u>・区公式LINE等を活用した子育て支援情報の発信</u>          子育て世帯に対して、区公式LINEのセグメント配信機能など子育てメニューの各機能を活用した子育て支援情報の充実に取り組み、より効果的な情報発信に努める。</p> <p>(2) ②保育入園事務のデジタル化・オンライン化による保護者の利便性向上と事務の効率化  <u>・保育入園事務に関する業務の一体的なデジタル化・オンライン化</u>          電子通知の対象を拡充するとともに、運用ルールの見直し等を進めることで、保護者の利便性向上と事務の効率化を図る。</p> <p><u>・幼児教育・保育の無償化・負担軽減補助金に関する問合せの一元化</u>          対象施設に応じて所管が多岐に分かれている問い合わせ窓口を一本化することで、保護者の利便性向上と事務の効率化を図る。</p> <p><a href="#">※新たな行政経営への移行実現プラン（令和7年3月）項目3-15</a></p> <p>(3) ①子どもの育ちを見守り支える気運醸成と地域で子育てを支える地域社会づくり  <u>・子ども・若者基金の活用</u>          子どもの育ちを見守り支える気運と寄附文化の醸成、啓発を図り、持続可能な仕組みとするとともに、子ども・若者基金の有効な活用策の充実を図る。</p>	

# 令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

子ども・若者部 教育総合センター 総合支所 世田谷保健所

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	<p>前頁から続く</p> <p>7 子ども・若者の成長を支える地域社会づくり</p> <p>次頁へ続く</p>	<p><a href="#">※新たな行政経営への移行実現プラン（令和8年3月）項目1－8</a></p> <p>（3）②地域でともに支えあう活動の推進とネットワークづくり</p> <p>・世田谷区子ども・子育て地域活動支援助成事業</p> <p>区内で子育て支援活動を行う団体や個人へ助成の申請の電子化を進めるとともに、地域活動支援等のノウハウを持つ事業者等と相談や支援を協働して行い、団体等への相談支援体制を充実することで、職員が伴走支援を行い、地域の子育て力を高める。</p> <p>・地区の子どもの見守り等のネットワーク強化に向けた取組み（2－（3）：再掲）</p> <p>多様な地域資源を有機的につなげるため、児童館地域懇談会等を実施し、日常的に子どもを見守り支えるネットワークの強化や多世代の交流を推進する。</p> <p><a href="#">※世田谷区実施計画推進状況（令和8年3月）施策1－2</a></p> <p><a href="#">※新たな行政経営への移行実現プラン（令和8年3月）項目3－17</a></p> <p>（4）①子ども・子育て家庭の安全・安心</p> <p>・妊産婦・乳幼児のための災害への備えの周知</p> <p>妊産婦及び乳幼児のいる家庭向けに災害時にとるべき行動の手引きとなるよう、リーフレット「妊産婦・乳幼児のための災害への備え」を区ホームページに掲載、配布する。</p> <p>・福祉避難所（母子）の開設・運営に向けた取組み</p> <p>「世田谷区地域防災計画」に基づき、福祉避難所（母子）の円滑な運営に向け、協定施設や庁内関係所管課と連携しながら、より実効性あるマニュアルとなるよう見直しを行うとともに、必要な物品の備蓄に取り組む。</p>	

# 令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

子ども・若者部 教育総合センター 総合支所 世田谷保健所

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	<p>前頁から続く</p> <p>7 子ども・若者の成長を支える地域社会づくり</p> <p>次頁へ続く</p>	<p>・ <u>こども性暴力防止法の施行に伴う対応【新規】</u>          こども性暴力防止法が令和8年12月に施行されることに伴い、所管する施設・事業のうち、同法に基づく犯罪事実確認（いわゆる日本版DBS）の対象施設・事業となる可能性があるものについて確認・把握し、各課の対応を整理する。また、庁内関係各課とも連携し、必要な措置等について庁内横断的な対応に取り組む。</p> <p>（4）②妊娠や出産、子育てを希望する選択を支えるための環境の充実</p> <p>・ <u>未移行幼稚園保護者補助金の実施</u>          未移行幼稚園に在籍している区内在住児童の保護者に対して、補助金を支給する。</p> <p>・ <u>幼児教育・保育無償化</u>          幼稚園や保育施設等を利用する3～5歳児、及び住民税非課税世帯の0～2歳児の保育料を無償化する（一部施設は上限額あり）。</p> <p>・ <u>第1子保育料等無償化の取組み</u>          認可保育所等に通う区内在住のすべての子どもの保育料を無償化するとともに、認可外保育施設等の利用者に対し、無償化相当分として8万円を上限に補助をする（令和7年9月より）。</p> <p>・ <u>ベビーシッター利用支援事業の実施【新規】</u>          保護者が子育ての選択肢の1つとして、ベビーシッター事業の利用を選択しやすい環境を整備することを目的に、自宅等での預かりに対する安全確保策（見守り機器の購入費用等への補助、希望に応じた利用者宅でのシッティングへの区職員の立ち会い等）を講じた上で補助事業を実施する。</p>	

# 令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

子ども・若者部 教育総合センター 総合支所 世田谷保健所

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	<p>前頁から続く 7 子ども・若者の成長を支える地域社会づくり</p>	<p>・ <u>出産費助成制度</u> 子どもを産み育てやすい環境を整備することを目的として、出産にかかる費用の一部を助成する（出産児一人につき5万円、所得制限なし）。</p> <p>・ <u>子ども等医療費助成制度</u> 0～18歳到達後最初の年度末までの子ども等を対象として医療費の一部を助成する（所得制限なし）。</p> <p>・ <u>児童手当の支給</u> 次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、児童を養育している方に児童手当を支給する（所得制限なし）。</p> <p><a href="#">※令和8年度当初予算概要 No.3</a></p>	

## 令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

子ども・若者施策推進特別委員会所管分

区 分	事務事業名及び所管課	8年度事業（目標）	8年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	当初予算概要（新規・拡充事業）	当初予算概要における新規・拡充事業における子ども・若者施策推進特別委員会に関連する取組みを推進する。	—	(1) 子ども・若者 <u>a 一時預かり事業等の利用料の無償化 No. 1</u> <u>b ファミリー・サポート・センター事業 No. 2</u> <u>c ベビーシッター利用支援事業 No. 3</u> <u>d (仮称) 世田谷地域青少年交流センター開設準備 No. 4</u> <u>e 青少年交流センターの機能拡充 No. 5</u>

## 令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

子ども・若者施策推進特別委員会所管分

区 分	事務事業名及び所管課	8年度事業（目標）	8年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	基本計画の推進	基本計画における重点政策及び子ども・若者施策推進に関連する分野別政策を推進する。	—	<p>1. 基本計画に掲げる重点政策 分野横断的な体制を整え、以下の政策を推進する。</p> <p>(1) 子ども・若者が笑顔で過ごせる環境の整備</p> <p>(2) 新たな学校教育と生涯を通じた学びの充実</p> <p>(3) 多様な人が出会い、支え合い、活動できるコミュニティの醸成</p> <p>(4) 誰もが取り残されことなく生き生きと暮らせるための支援の強化</p> <p>(5) 自然との共生と脱炭素社会の構築</p> <p>(6) 安全で魅力的な街づくりと産業連関による新たな価値の創出</p> <p>2. 基本計画に掲げる分野別政策</p> <p>(1) 子ども一人ひとりがのびやかに育つ環境づくり</p> <p><u>a 子どもの権利とその最善の利益を保障する環境づくり 施策1-1</u></p> <p><u>b 子どもの成長を支える環境の充実 施策1-2</u></p> <p><u>c 質の高い乳幼児教育・保育の充実 施策1-3</u></p> <p>(2) 安心して子育てできる環境の整備</p> <p><u>a 子育て家庭の支援の推進 施策2-1</u></p>

区 分	事務事業名及び所管課	8年度事業（目標）	8年度当初予算	事務事業の内容及び手法
				<p>b <u>支援が必要な子ども・子育て家庭のサポート 施策2-2</u></p> <p>(3) 若者が力を発揮できる環境づくり</p> <p>a <u>若者が力を発揮できる環境の充実 施策3-1</u></p> <p>b <u>生きづらさを抱える若者への支援 施策3-2</u></p>

## 令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

子ども・若者部（子ども・若者施策推進特別委員会所管分）

区 分	事務事業名及び所管課	8年度事業（目標）	8年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	新たな行政経営への移行実現プランの推進	新たな行政経営への移行実現プランにおける子ども・若者施策推進に関連する取組みを推進する。	—	<p>1. 新たな仕組みづくり</p> <p>（1）<u>税外収入の確保の推進 項目1-6</u></p> <p>（2）<u>ふるさと納税対策の推進 項目1-7</u></p> <p>（3）<u>基金の効果的活用に向けたあり方検討 項目1-8</u></p> <p>2. 区民目線からのサービス利便性の向上</p> <p>（1）<u>新BOP学童クラブの各種申請手続等業務の効率化 項目2-15</u></p> <p>（2）<u>児童館運営支援システムの導入 項目2-20</u></p> <p>3. 職員の時間の効果的活用</p> <p>（1）<u>ICTを活用した児童虐待対応業務の効率化 項目3-11</u></p> <p>（2）<u>保育入園・認定及び各種補助金関係業務の効率化 項目3-15</u></p> <p>（3）<u>子育てひろば等補助金事務の効率化 項目3-16</u></p> <p>（4）<u>子ども・子育て地域活動支援助成事業の申請・受付業務等の効率化、相談・支援体制の充実 項目3-17</u></p> <p>4. 組織力の向上・人材の育成（専門性の向上）</p> <p>（1）<u>区立保育園での業務改善の推進 項目5-1</u></p>

区 分	事務事業名及び所管課	8年度事業（目標）	8年度当初予算	事務事業の内容及び手法
				<p><u>(2) 会計年度任用職員制度の適正な運用に向けた見直し 項目5-5</u></p> <p><u>(3) おでかけひろばスタッフの質の向上を目的とした研修運営業務の効率化 項目5-9</u></p>